

ふるさと寄附推進事業支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、ふるさと寄附推進事業支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務の名称

ふるさと寄附推進事業支援業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、泉南市（以下「本市」という。）が行うふるさと泉南応援寄附に係る各種事務作業等を民間事業者に一括で委託することにより、事務の効率化を図るとともに、ふるさと納税制度を活用した歳入の確保、本市の魅力発信及び地域産業の活性化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

「ふるさと寄附推進事業支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 事業費上限額

寄附金額に対する単価契約とし、寄附金額の 6.0%（消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。

(5) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）
なお、契約締結から令和 6 年 3 月 31 日までは準備期間として委託料は発生しない。

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこととする。但し、複数（最大 3 企業）の企業による共同企業体の構成企業は、本業務の委託について別の共同企業体になることや単独企業として参加することは出来ない。

- (1) 大阪府内に事務所を有した企業であり、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク又は ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得している者であること。（共同企業体の場合は、構成企業のすべてが大阪府内に事務所を有すること。）
- (2) 公告の日から企画提案までの間のいずれの日においても、泉南市建設工事等指名停止要綱（平成 15 年 7 月 28 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。また、令和 5 年度泉南市入札参加資格を有さない者にあつては、同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。（共同企業体の場合は、構成企業のすべてが該当する者でないこと。）
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 泉南市暴力団等排除措置要綱（平成 22 年 10 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る者を含む）。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (8) 平成 30 年 4 月 1 日より令和 5 年 3 月 31 日までの直近 5 年の間に、ふるさと納税の寄附実績が 10 億円以上の市町村を 5 市町村以上受託した実績があり、かつ、その業務を履行した実績を有していること。受託実績とはふるさと納税支援業務を受託した実績であり、基幹システムの提供等の業務の一部のみを受託した実績は含まないものとする。

- (9) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (10) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4. スケジュール

内容	期日
(1) 公募開始	令和5年8月21日(月) 午前9時から
(2) 質問の受付期間	令和5年8月21日(月) 午前9時から 令和5年8月25日(金) 午後1時まで
(3) 質問に対する回答期日	令和5年8月30日(水)
(4) 参加申込書提出期限	令和5年9月1日(金) 午後5時30分まで
(5) 参加資格確認審査結果通知	令和5年9月6日(水)
(6) 企画提案書提出開始日	令和5年9月7日(木) 午前9時から
(7) 参加資格不適合理由説明受付期限	令和5年9月13日(水) 午後5時30分まで
(8) 参加資格不適合理由回答	令和5年9月15日(金)
(9) 企画提案書提出の締切日	令和5年9月22日(金) 午後5時30分必着
(10) プレゼンテーション	令和5年10月10日(火)
(11) 選定結果通知	令和5年10月20日(金)
(12) 非選定理由説明受付期限	令和5年10月25日(水) 午後5時30分まで
(13) 非選定理由回答	令和5年10月31日(火)
(14) 契約締結及び公表	令和5年11月初旬頃【予定】

注1：スケジュールは予定であるため、市の事情により変更する場合がある。

注2：資料配布にあたっての説明会は開催しない。

5. 実施要領等の配布及び参加申込

(1) 実施要領及び仕様書の交付

実施要領及び仕様書の交付は、泉南市成長戦略室ふるさと戦略課（泉南市樽井一丁目1番1号泉南市役所1階）及び泉南市ウェブサイト上で行う。（泉南市ウェブサイトからダウンロード可。）

(2) 参加申込の方法

本実施要領及び仕様書の内容を確認し、参加を表明する者は所定の期日までに次の書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。この場合において、令和5年度泉南市入札等参加資格者名簿に登録がある者は、⑨⑩の書類を省略することができる。

- ① プロポーザル参加資格審査申請書（様式第1号）
- ② 同種業務実績報告書（様式第2号）※単年度の寄附受入額が多い順に記載すること
- ③ ②に係る直近5年間に本業務と同種に関する業務を受託した契約書全部の写し及び完了届（年度単位で履行完了が分かる書類）
- ④ プロポーザル参加申込辞退届（様式第3号）
- ⑤ 質疑書（様式第4号）
- ⑥ 質疑回答等の連絡先に関する調書（様式第5号）
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約書（様式第6号）
- ⑧ プライバシーマークまたはISO27001使用許諾が証明できるもの（登録証の写し等で可）
- ⑨ 法人登記簿謄本の写し（官公庁発行様式）（発行日は申請日から3ヶ月以内のもの）
- ⑩ 下記に掲げる納税証明書又は未納がない旨の証明書の写し（発行日は申請日から3ヶ月以内のもの）

- ・ 国税（法人税及び消費税）：税務署発行様式その3の3
- ・ 本社及び委任先の都道府県税（法人事業税）：直近2ヶ年分

⑪ 会社概要書（様式第7号）及び会社パンフレット

〈提出先〉〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号

泉南市 成長戦略室 ふるさと戦略課（泉南市役所1階）

(3) 受付期間

令和5年8月21日（月）午前9時から令和5年9月1日（金）の午後5時30分まで

※1 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時30分までの間に持参すること。

※2 郵送の場合は、令和5年9月1日（金）午後5時30分必着とする。

（書留等配達証明が可能な方法に限る）。

(4) 辞退

参加申込書を提出した後、都合により辞退する場合は速やかに別添プロポーザル参加申込辞退届（様式第3号）を提出するものとする。提出方法は持参又は郵送により提出するものとする。なお、郵送の場合は、書留等送達過程が記録される方法により郵送すること。

6. 質疑応答

(1) 質問の提出方法

仕様書の内容及び企画提案書等の提出に関する参加者の質問は、別添質疑書（様式第4号）に必要事項を記入し、下記送信先まで電子メールに添付して提出すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とする。電子メール以外での質問（電話による問い合わせ等）は受け付けない。

〈送信先〉

泉南市 成長戦略室 ふるさと戦略課 メールアドレス：furusato@city.sennan.lg.jp

(2) 受付期間

令和5年8月21日（月）午前9時から令和5年8月25日（金）午後1時まで

(3) 回答方法

令和5年8月30日（水）までに、提出されたすべての質問とその回答をまとめて、本市ウェブサイトに掲載する。なお、質問に対する回答をもって本実施要綱を追加補正したもののみならず、また、質問者の名称は公表しない。

7. 参加資格の審査の実施とその結果の通知について

(1) 参加者の決定

参加申込書等の内容について審査し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格の審査結果の通知

参加資格の審査結果については、令和5年9月6日（水）に参加申込書に記載された所在地宛てに、文書にて通知する。また、参加申込書に記載されたメールアドレス宛てに別途、電子データを送付する。

(3) 不適合理由の説明要求

参加資格を有しないとの通知を受け取った申込者は、書面（様式は問わない）により、不適合の理由について説明を求められることができる。その場合は、令和5年9月13日（水）午後5時30分までに、書面を持参または郵送により上記5（2）の提出先へ提出または必着すること。郵送の場合は、書留等配達証明が可能な方法に限る。その回答は令和5年9月15日（金）までに書面にて通知する。

(4) その他

結果の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

企画提案書は、参加資格審査で資格有の通知があった者が提出することができる。

企画提案書は次に掲げる書類で構成し、①から⑤の順に並べてA4縦ファイルに綴じて提出すること。但し、企業名の記載は①のみとする。

- ① 企画提案書表紙（様式第8号-1）
- ② 委託料見積書（様式第8号-2）
 - ※1 見積金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とすること。
 - ※2 見積金額については、「仕様書」に定めた想定寄附件数、想定寄附金額、想定ワンストップ受付件数及び想定さとふる経由の寄附受付件数の内容から、一定の単価または一定の率を乗じた金額を業務内容ごとに見積もった上、固定料金などの一定の割合によらない費用も含めた金額を記載すること。なお、書類送付に係る郵送料、返礼品の調達費用、返礼品の送付に係る送料、返礼品精算業務に係る振込手数料は見積金額に含まないものとする。事業費上限額[寄附金額の6.0%（消費税及び地方消費税を除く）]を超えないこと。
 - ※3 積算内訳を別途添付すること。
- ③ 実施体制（様式第8号-3）
- ④ 役割分担（様式第8号-4）
 - ※ 作業内容ごとの役割分担を記載すること。
- ⑤ 企画提案書（任意様式）
 - 【提案書については次のア～キの内容を踏まえ、別紙 審査基準表（プレゼンテーション審査）の評価項目に応じた内容を記載すること】
 - ア 業務の実施に関する基本方針について
 - ※基本的な考え方、取組方針なども基本方針に含めること。
 - イ 返礼品の提案や改善策について
 - ウ PRやプロモーションについて
 - エ 個人情報取り扱いについての方針や流出対策について
 - オ 返礼品提供事業者との連携や支援について
 - カ 寄附者からの問い合わせや苦情処理体制について
 - キ 本市の寄附額増額に向けた検討や提案について

(2) 提出部数

原本1部 コピー9部 合計10部

(3) 提出期間

令和5年9月7日（木）午前9時から令和5年9月22日（金）午後5時30分まで

① 提出先

上記5（2）の提出先と同じ

② 提出方法

持参又は郵送

※1 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時30分までの間に持参すること。

※2 郵送の場合は令和5年9月22日（金）午後5時30分必着

（書留等配達証明が可能な方法に限る。）

9. プレゼンテーション

(1) 実施日及び場所

令和5年10月10日（火）（開始時刻及び場所については、別途連絡する。）

(2) プレゼンテーションの方法

① プレゼンテーションの時間は1者あたり30分程度とする。

・提出した企画提案書の内容説明（20分以内）

・企画提案書に対する質疑応答（約10分）

※ プレゼンテーション前後の機材の準備及び撤去時間については、別に5分程度時間を設けるが、プレゼンテーション時間を厳守すること。

② 出席者は1者あたり3名までとする。また、指定する時刻までに会場外の指定場所にて待機すること。

③ プレゼンテーションに際し、機材（パソコン、プロジェクター、スクリーン、延長コード等）が必要な場合は、各自で用意すること。

④ プレゼンテーションに際し、出席者の企業名の特定に繋がるような発言は控えること。

10. プレゼンテーション審査

(1) 審査基準

別紙「審査基準表（プレゼンテーション審査）」にて定める。

(2) 選定方法等

ふるさと寄附推進事業支援業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、参加事業者ごとに次のとおり審査し、優先交渉権者の選定を行う。なお、参加事業者が1者の場合でもプレゼンテーション審査を実施する。

- ① 別紙「審査基準表（プレゼンテーション審査）」に基づき審査を実施し、総合得点（評価項目の全項目の合計点）が最高得点の者を優先交渉権者として選定する。
- ② 各委員の提案評価点の内、「業務に要する費用」及び「業務実績」を除く合計点数より、相反する（正反対）採点を除いた満点240点のうち6割の144点を最低基準点とし、最低基準点を満たさない場合は優先交渉権者として選定しない。
- ③ 総合得点が高得点の者が複数いた場合は、見積金額の低い者を優先交渉権者とする。
- ④ 総合得点が高得点であり、かつ、見積金額が同額の者が複数いた場合は、選定委員会の合議により順位を選定する。
- ⑤ 総合得点の最高得点の者が契約を締結しない場合、総合得点の第2位の者を優先交渉権者とする。

(3) 選定結果の通知

選定結果については令和5年10月20日（金）にすべてのプレゼンテーション審査対象事業者に対し、参加申込書に記載された所在地宛てに、文書にて通知する。また、参加申込書に記載されたメールアドレス宛てに別途、電子データを送付する。また、選定結果は、泉南市役所内の情報公開コーナー及び泉南市ウェブサイトにおいて公表する。

(4) 非選定理由の説明要求

優先交渉権者として選定されなかった参加事業者は、書面（様式は問わない）により、非選定の理由について説明を求められることができる。その場合は、令和5年10月25日（水）午後5時30分までに、書面を持参または郵送により上記5（2）の提出先へ提出または必着すること。郵送の場合は、書留等配達証明が可能な方法に限る。その回答は令和5年10月31日（火）までに書面にて通知する。

(5) その他

選定委員会の会議は非公開とし、審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。

11. 企画提案者の失格に関する事項

企画提案者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

なお、(1) から (5) に該当した場合は別途、入札に準じて指名停止等の措置を講じる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (6) 参加資格要件を満たしていない場合、または満たすことができなくなった場合
- (7) 実施要領に定める手続きを順守しない場合
- (8) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (9) 企画提案書の見積書に関し、事業費上限額（上記2（4））を超える金額を提案した場合
- (10) 指定した時間に遅れたとき
- (11) プレゼンテーションを欠席したとき

12. 契約

仕様書及び優先交渉権者の企画提案書等の記載事項をもとに、協議の上、泉南市財務規則に基づき契約を締結する。

- (1) 優先交渉権者に決定した者と、契約金額等契約要件について協議の上、見積書を徴収し、業務委託契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者が契約までの間に失格事項が判明した場合及び辞退した場合は、総合得点の第2位の者を優先交渉権者とし業務委託の締結交渉を行う。
- (3) 業務委託契約等の条件等については、企画提案書の内容を基本として、優先交渉権者との協議により定めるものとする。
- (4) 優先交渉権者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。
- (5) 契約予定日 令和5年11月初旬頃【予定】
- (6) 契約保証金に関する事項

受託者は、本市との契約締結前に、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

 - ① 債務の不履行により生ずる損害金の支払いを補填する履行保証保険契約を締結した場合
 - ② 契約者が過去2年間の間に市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって誠実に履行した実績があり、実績を記載した契約保証金免除申請書を提出し本市が承認した場合

13. その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには一切応じない。
- (2) 企画提案書は1者1提案とする。
- (3) 参加事業者が1者であってもプレゼンテーション審査は行うが最低基準点を満たさない場合は優先交渉権者として選定しない。
- (4) 提出された企画提案書等の書類の追加、修正及び変更は認めない。ただし、プレゼンテーションにおける補足説明資料の配布については、この限りではない。プレゼンテーション当日の補足説明資料の持参も可とするが、その場合はプレゼンテーション前の準備時間内に資料を配布すること。
- (5) このプロポーザルに要する経費は、全て参加事業者の負担とする。
- (6) 審査基準に関する質問は受け付けない。
- (7) 提出された提案書等は返却しない。
- (8) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし泉南市が本案件のプロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、企画提案等の内容を無償で使用できるものとする。企画提案書等に含まれる第三者の著作権の公表などの使用については、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。
- (9) 泉南市情報公開条例（平成11年10月4日条例第17号）に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、公開することにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第10条第2号の規程により不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。
- (10) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していることが明らかとなった場合または本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。
- (11) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る委託者の歳出予算において減額又は削除があった場合、委託者はこの契約を変更し、又は解除することができる。

この契約が変更し、又は解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者は、受託者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、委託者、受託者が協議して定めるものとする。

別紙 審査基準表（プレゼンテーション審査）（案）

	評価項目	評価基準	配点
①	業務に要する費用	配点 × (全提案者中最低見積額) / (当該提案者見積額)	10
②	業務実績	ふるさと納税に係る業務実績や知識、経験等を本市で十分生かすことができるか。	10
③	事前準備	令和6年3月31日までの間に、返礼品提供事業者との連携体制の構築が十分確保できるか。	5
④	業務遂行能力 ・実施体制	寄附者情報を適切に管理する体制・能力を有しているか。	10
⑤		返礼品の発注、在庫管理、寄附者への配送管理を適切に行う体制・能力を有しているか。	5
⑥		寄附者からの相談や苦情、配送遅延等のトラブルに関して迅速かつ適切に対応できる体制・能力を有しているか。	10
⑦	ポータルサイトの維持・管理	ふるさと納税制度の変更や利用する寄附受付ポータルサイトの追加等に柔軟に対応できるか。	5
⑧	情報セキュリティ及び個人情報保護に関する対策	個人情報等の漏えいを防止するための対策が講じられており、それが有効性のあるものとなっているか。	10
⑨	企画力	寄附に関する傾向分析、将来予測、現状把握等を行い、本市へ共有した上で、本市の魅力発信や寄附金増加につながる提案があるか。	20
⑩		返礼品提供事業者との連携を密にし、返礼品の内容や新規返礼品の開発等の支援や相談に応じられる体制が整えられているか。	15
合 計			100